

郡 \_\_\_\_\_ 裁判所  
ジョージア州

被告人 \_\_\_\_\_ 判例番号 \_\_\_\_\_

請願申込み前の被告人の記録

被告人は、正式に宣誓した上で、以下を明言致します：

私はアルコールや麻薬に感化されておらず、肉体的、精神的障害に冒されていません。

私はこの度の自らに対する法律上の最大、最小限の処罰、そして弁護士、又は、もし適格出在る場合は、公選弁護士の協力を得る権利を与えられていることを報告されています。

私は、有罪請願書を申し込むことにより以下を放棄することを認めます：

- (1) 陪審員による裁判受理の権利
- (2) 無罪推定
- (3) 証人を自分のために対決させる権利
- (4) 証人を召喚する権利
- (5) 証言、別証提供の権利
- (6) 裁判中の弁護士からの助言の受理
- (7) 反証を認め、自ら罪に見陥らせないことへの権利

私は無罪を訴答することにより、陪審、法廷裁判要求権を得られることを認知しています。もし私が沈黙を保ち、請願を申し込まない場合、無罪請願は自分の為に申し込まれ、自分は陪審裁判を受理いたします。

私は今ここで、自らへの告訴に対し、 \_\_\_\_\_ の請願書提出を要求致します。これは私の自由意志によるものであります。私は度のような判決を負うのかを知らされていません。この請願書提出にあたり、私は、弁護士、法務官、勧誘員、法律家、警察官、又は他の誰とも何の約束もせず、脅迫も誘惑もされておられません。

私 \_\_\_\_\_ は、弁護士によって代表されておられません。私は、告訴の実態を、そしてこの度の請願書の成り行きを理解しております。私は、私自身の自由意志により、他からの助力受理を放棄し、自分自身を代表し、この請願書の続行を選択致します。

もし私に執行猶予の判決が下った場合、廃止の判決が下らない限り、どの政治的刑事上法律や、その他のどんな状況での執行猶予も覚悟しています。

これにより、上記の判例告訴のコピーの領収を認めます。偽証罪において、これらの供述が全て真実に基づいたものであることを誓います。

被告人 \_\_\_\_\_ 年月日 \_\_\_\_\_

検察官 \_\_\_\_\_ 弁護士 \_\_\_\_\_ 年月日 \_\_\_\_\_

私は、自分自身でこの被告人による請願書が自由意志によるものであり、自分自身の能力により決断され、この請願書の成り行きを理解していることを認識する。又、被告人がこの請願書申込みを続行する上で弁護人の援助を得る権利があることを知り、又、弁護士に代理されない場合は、よく理解した上で、自由意志で、知性的にその権利を放棄するであろうことを認識する。裁判所はここに被告人による請願書を受け入れる十分な事実の根拠があること、被告人がこの請願書の成り行きを把握していることを認知する。

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

裁判官、 \_\_\_\_\_ 郡 \_\_\_\_\_ 裁判所

郡 \_\_\_\_\_ 裁判所  
ジョージア州

被告人 \_\_\_\_\_ 判例番号 \_\_\_\_\_

**罪状認否における助言受領権利の棄権証書**

被告人は、ここで下記の供述が真実に基づいていることを誓います（各欄にイニシャルを記入して下さい）。

\_\_\_\_\_ 私はアルコールや麻薬に感化されておらず、肉体的、精神的障害に冒されていません。

\_\_\_\_\_ 私はアメリカ合衆国ジョージア州憲法の下、弁護人により、罪状認否を含めた全ての重要な刑事上の過程時に代表される権利があることを知らせられています。私の予算が足りない場合は裁判所で指定された弁護人が与えられることも知らされています。

\_\_\_\_\_ 私は、法律や法律上の訴訟手続きの説明、判例の調査、検察官との協定の指揮、証人への反対尋問、証拠提出、そして、もし私が裁判に行く場合は、陪審員の選択等の弁護人によって与えられる利益を認知させられています。私は、法律上の代表抜きでの訴訟手続きが不利益で危険であることも警告されています。

\_\_\_\_\_ 上記を認知した上で、あえて私は弁護人雇用を放棄し、自分自身で罪状認否に臨むことを希望します。これは私の自由意志による決断です。誰一人としてこの弁護人受領権利放棄の決断を脅迫したり約束させた人物はいません。

偽証罪のもと、私はここにこれらの供述が真実であることを誓います。

法務官 \_\_\_\_\_ 被告人 \_\_\_\_\_ 年月日 \_\_\_\_\_

被告人の背後事情、雇用、教育、敬求等を含めた助言受領権利放棄の希望提出の事実と状況を調査した結果、又、被告人にいかん訴訟手続きを法律上の代表抜きで行うことが不利益で危険であるかを忠告した後も尚、予算が無いため、被告が全てを認知した上で、知性的に、自由意志で助言受領の権利を放棄する希望を抱いていることを認める。

19 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 \_\_\_\_\_  
裁判官 \_\_\_\_\_ 群 \_\_\_\_\_ 裁判所 \_\_\_\_\_